



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(4)(決議、陳情等 外務省外交史料館レファレンス番号：nd)
Author(s)	-
Citation	平成25年度外交記録公開(1)No.1 公開日：平成25年10月30日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(207) CD・DVD番号：H25-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43780
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

決議、陳情書

大塚 謙三 後 藤 繁 官 房 書 記 官 条 約 課 長	アメリカ局長 参 事 官 安 全 保 障 課 長 北 米 第 一 課 長
毒ガス撤去、裁判権移管、コザ事件	
その他快議、陳情等	
(昭和45年12月27日以降接分)	
46.1.12 米北1	
1. 琉球政府立法院	毒ガス兵器完全撤去快議
(快議1~2号)	
2. 会工	捜査権、裁判権の移管快議
(快議4号)	
3. 会工	国頭村射撃場設置反対快議
(快議6号)	
(注)以上12月29日大臣に対し、立法院議長刊報の基に	
4. 北海道議会	警察権、裁判権の移管要望 意見書

GA-5

5. 栢田市議会	毒ガス撤去意見書
6. 洞布市議会	コザ事件に関する快議
7. 千葉県銚子郡富里町議会	捜査権、裁判権の移管 に関する意見書
8. 浦添市議会	米艦判決に関する快議
8-2 会工	毒ガス撤去に関する快議
9. 京都府議会	米軍暴挙に抗議する快議
10. 兵庫県朝来郡山崎町議会	裁判権、捜査権、基地の 撤去に関する快議
11. 日本弁護士会	コザ事件 ^(に関する) 声明
12. 福島県議会	裁判権移管意見書
13. 東京都小金井市議会	人権擁護に関する快議

GA-6

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

決議第二号

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

決議第一号

毒ガス兵器の即時完全撤去に関する決議

琉球政府立法院は、沖縄の毒ガス兵器を即時完全撤去するよう、再度院議をもって要求してきた。今回、米軍当局により一万三千トンの毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかにされ、そのうちわずか百五十トンのマスタードガスが近く撤去されると発表された。

米本国においてさえ反対されている毒ガス兵器を県民の知らない間にかくも多量沖縄に持ち込み長年貯蔵してきた事実に対し、県民はいまさらながら強い憤りと生命の危険を感じている。

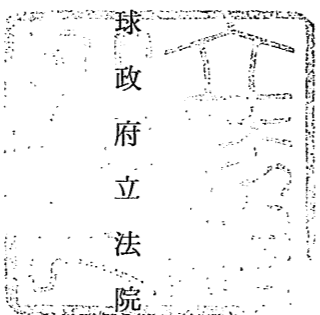
毒ガス撤去については、もはや論議の余地はなく、人類の生存にかかわる重大な問題である。いかなる理由があるにせよ、その撤去が一九七二年初めまでといわず、即時撤去するよう強く要求する。

よって、琉球政府立法院は、沖縄県民の総意に基づき、毒ガス兵器の撤去遅延に対し、再度嚴重に抗議し、県民の生命と財産の安全を保障するため、次の事項を直ちに実施し、同兵器を即時完全撤去するよう院議をもって要求する。

- 一 毒ガス一万三千トンの移送計画の全容、安全基準を明示すること。
 - 二 百五十トンのマスタードガスの撤去時期を明確にすること。
 - 三 毒ガス撤去にあたって日本の専門家を立ち会わせること。
- 右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院



米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議

決議第四号

米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

別紙

米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権の民移管に関する要請決議

沖縄における米軍人、軍属による犯罪については、米軍の占領以来、すべて軍事裁判によって処理されてきた。

そのため裁判に対する県民の疑惑と不信を招き、かつ、県民の人権が無視抑圧されたとして多大の非難をうけてきた。

そのさなかに、またまた、本年九月十八日糸満町で発生した米軍人による金城トヨ轢殺事件の軍事裁判の結果が無罪判決になったことに対し、裁判のやりなおしを要求する声が高まる中で、ついに、県民の不満と怒りを爆発させたような騒動事件が去る十二月二十日コザ市内で発生したことは、われわれの深く遺憾とするところである。

われわれは、かかる事件が再び発生しないよう県民の安寧と福祉の確保に努力するものであるが、施政権者である米国民政府は、その事件の背景にあるものを深く反省し、その解

決に最善の努力を傾注するとともに、次の事項をすみやかに実現するよう院議をもって強く要求する。

- 一 米軍人、軍属による犯罪に対する捜査権及び裁判権を琉球政府に移管すること。
 - 二 米軍の軍紀を嚴重に肅正すること。
 - 三 加害者を厳罰に処し、裁判とその記録を公開すること。
 - 四 被害者に対する公正なる損害賠償を行なうこと。
- 右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

3

国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議

決議第六号

国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議

琉球政府立法院は、一九七〇年十二月二十四日別紙のとおり「国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議」を採択した。

本土政府は、右決議に表明された沖縄県民の要求が実現されるよう、更に強力な対米折衝を行なうよう強く要請する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日

琉球政府立法院

別紙

国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議

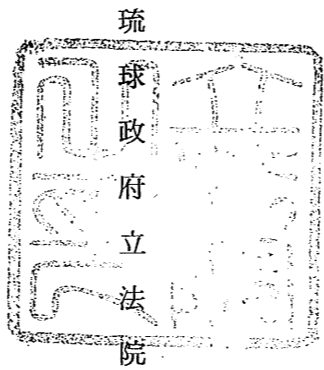
米第三海兵師団は、十二月二十一日国頭村内の六五〇・七三ヘクタール(百九十五万坪)の地域に実弾射撃場を設置する旨通告してきた。

当該地域は、楚州、我地、伊部、安田部落に近接し、実弾射撃は極めて危険である。付近住民の殆んどは山地依存の生業を営んでおり、生活に大きな不安をもたらすものである。また、沖縄経済開発に不可欠の水資源の供給地としてのダム計画に支障をきたすのみならず、すでに指定された本島唯一の鳥獣保護地域、天然自然林保護地域を壊滅にひんせしむることは明らかである。

よって、琉球政府立法院は、ここに全県民を代表し、米軍の当該地域の実弾射撃演習場設置に反対し、その撤回を強く要求する。

右決議する。

一九七〇年十二月二十四日



北米才一課長

沖繩における警察権、
裁判権の移譲を求め
る
要望意見書

北海道議会

4



北海道議会議長

佐々木利



外務大臣
愛知揆一殿

~~北米第一課~~



アメリカ局(兼)

参事官

参事官

北米第一課長

〇 北米第一課長

名議第 4 号

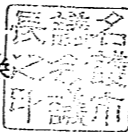
1971年1月19日

送付
に
て
日
本
政
府
外
務
大
臣
愛
知
一
郎
殿

日本政府
外務大臣 愛知 一郎 殿

沖縄県名護市議会

議長 崎浜 秀栄



毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議について

みだしのことについて、1970年度名護市議会第1回定例会において、別紙のとおり決議されましたので、よろしくお取り計い下さいますようお願いいたします。



要理
首席事務官
南方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
方針
事務

毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議

アメリカ政府は、国連で使用禁止決議がなされた致死性毒ガスを沖縄に持ち込み、昨年7月知花弾薬庫における毒ガスもれ事件で20数名の米軍人が被害にあつた事件をはじめ、去る12月3日コザ市の焼却工事現場における作業員の避難さわぎ等、沖縄県民に大きな不安と衝撃を与えている。我々沖縄県民は、反戦平和と県民の生命の完全保障の立場からこれが早期撤去を望んでおり、その撤去は一刻猶予も許されない。

米本国においては、毒ガス輸送の安全基準として、輸送速度、積載量の制限をはじめ、専門家による24時間監視、輸送期間中における地域住民の避難など万全の策が講じられている。しかるに沖縄においては、県民に対する安全対策は何一つなされず、県民は死の恐怖におびえている。このような米国政府の態度は沖縄県民を無視するものであり、我々沖縄県民はこのような軍事優先政策に強い怒りを持ち、これを許容することはできない。

よつて日米両国政府は、その責任においてつぎの事項を直ちに実施し、毒ガス兵器を即時全面撤去するよう強く要請する。

記

- 1 毒ガス兵器を即時全面撤去すること
- 2 沖縄における毒ガス兵器の全面撤去の時期、輸送経路並びに輸送上の安全対策を明示すること。
- 3 毒ガス兵器が撤去されるまで、その安全性を確保するために、日米琉からなる科学者監視委員会を設置すること。

以上決議する。

1970年12月23日

沖縄県名護市議会